

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〈教育委員会告示〉

- 奈良県文化財保護条例の規定による奈良県指定有形文化財の指定
- 奈良県文化財保護条例の規定による奈良県指定無形文化財の指定
- 奈良県文化財保護条例の規定による奈良県指定天然記念物の指定

〈県議会規程〉

- 奈良県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

教育委員会告示

奈良県教育委員会告示第二十号

奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を奈良県指定有形文化財に指定する。

平成十六年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 宇野 義明

建造物の部

名 称	員数	構造及び形式	所有者（住所）	所在地
旧松井家住宅 附 銘札 一枚 文政十三庚寅三月廿	一棟	桁行一・二三メートル、梁間八・五五メートル、入	奈良県 奈良市登大路町	大和郡山市 矢田町五四五番地

八日の記がある （旧所在 室生村上笠間）	旧八重川家住宅 （旧所在 都祁村針）	一棟 桁行一一・〇五メートル、梁間七・九八メートル、寄棟造、茅葺	奈良県 奈良市登大路町	大和郡山市 矢田町五四五番地 大和民俗公園内
旧前坊家住宅 （旧所在 吉野町吉野山）	三棟 主屋（一棟） 懸造、桁行一三・九二メートル、梁間九・二九メートル、切妻造、一部二階建、杉皮葺、背面切妻屋根、正背面庇付杉皮葺 離座敷（一棟） 桁行一一・八三メートル、梁間五・七六メートル、切妻造、四面庇付、杉皮葺、西面便所付属 渡廊下（一棟） 桁行一二・六八メートル、梁間三・〇二メートル、切妻造、杉皮葺、南	奈良県 奈良市登大路町	大和郡山市 矢田町五四五番地 大和民俗公園内	

			北両端主屋・離座 敷に接続					
彫刻の部								
名 称			員数			所有者（住所）		
木造釈迦如来立像			一 軀			金峯山寺 吉野郡吉野町大 字吉野山二四九 八番地		
						吉野郡吉野 町大字吉野 山二四九八 番地		
絵画の部								
名 称			員数			所有者（住所）		
絹本着色天川弁才天曼荼羅図 芝琳賢筆 天文丙午年九月八日の年記がある			一 幅			能満院 桜井市大字初瀬 七三一番地の一		
						桜井市大字 初瀬七三一 番地の一		
工芸品の部								
名 称			員数			所有者（住所）		
木造扁額			一 面			中宮寺 生駒郡斑鳩町法 隆寺北一丁目一 番二号		
						生駒郡斑鳩 町法隆寺北 一丁目一番 二号		

奈良県教育委員会告示第二十一号		
奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第二十五条第一項の規定により、次の表に掲げる無形民俗文化財を奈良県指定無形文化財に指定する。		
平成十六年三月三十一日		
奈良県教育委員会委員長 宇 野 義 明		
無形文化財の部		
名 称	保 持 者	所 在 地
金峯山寺の蓮華会 （蔵王堂の蛙とびと奥田 の蓮取り） 附 蓮取り舟 一隻 奥田蓮池の絵馬 一面	金峯山寺蓮華会	吉野郡吉野町大字吉野山二 四九八番地 大和高田市奥田・蓮池

奈良県教育委員会告示第二十二号		
奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を奈良県指定史跡に指定する。		
平成十六年三月三十一日		
奈良県教育委員会委員長 宇 野 義 明		
史跡の部		
名 称	所 有 者（住所）	所 在 地
中山大塚古墳	大和神社 天理市新泉町三〇六番地	天理市中山町四六一番地・ 四九四番地

県議会 規程

奈良県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

奈良県議会議長 米 田 忠 則

奈良県議会規程第一号

奈良県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

奈良県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年十月奈良県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

【定 価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二―一〇二代

印 刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。